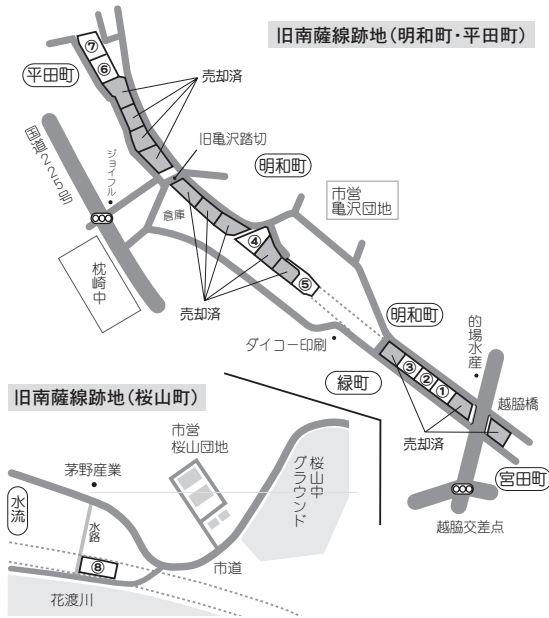


市有地を公売します

問合せ 財政課財産管理係 TEL72-1111 内線223



枕崎市が保有する旧南薩線跡地等の土地について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください。

■公売する土地

【旧南薩線跡地：明和町・平田町】

- ①明和町1番3 250㎡ 雑種地 第1種住居地域
- ②明和町1番4 241㎡ 雑種地 第1種住居地域
- ③明和町1番5 244㎡ 雑種地 第1種住居地域
- ④明和町28番1 308㎡ 雑種地 第1種住居地域
- ⑤明和町28番6ほか 255.80㎡ 雑種地 第1種住居地域
- ⑥平田町1番11 283㎡ 雑種地 準工業地帯
- ⑦平田町1番12 305㎡ 雑種地 準工業地帯

【旧南薩線跡地：桜山町】

- ⑧桜山町281番3(予定地番) 291㎡ 雑種地 無指定
- ※上記物件は現状渡しとし、地下埋設物調査、地盤調査及び耐震調査は行っていません。

■公売する方法 一般競争入札

- 現地説明会 平成22年11月19日(金)
 - ①～③ 午後1時30分現地集合(①に集合)
 - ④～⑤ 午後2時30分現地集合(④に集合)
 - ⑥～⑦ 午後3時00分現地集合(⑦に集合)
 - ⑧ 午後4時00分現地集合

■入札期日 平成22年11月25日(木)

受付/午後1時 開始/午後1時30分

■入札場所 市役所2階会議室

■その他

・土地代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要となります。

・所有権移転登記は、市が行ないます。

入札期日が変更になりました
入札期日については、お知らせ版10月19日号にて、11月26日(金)と掲載しておりましたが、11月25日(木)に変更になりましたのでご注意ください。

自然を守り暮らしやすい環境をつくるために

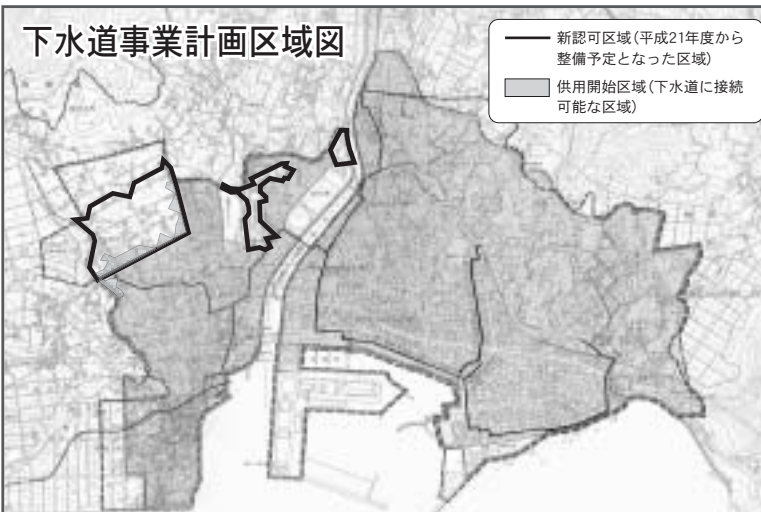
下水道は、清潔で快適な生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とした欠くことのできない重要な都市施設です。一般家庭や事業所等から排出された汚水を終末処理場に集め、科学的・衛生的に処理して、きれいな水を甦らせる重要な働きを持っています。本市の公共下水道は、昭和

59年3月に供用開始し、現在下水道を利用している戸数は51,555戸、1年間に終末処理場へ流れてくる汚水は、約150万トンを達しています。下水道が整備されるまでは、この汚水のほとんどが道路側溝や川を流し、「海」に流れていたものです。自然を守り暮らしやすい環境をつくるため、下水道を利用できる区域の皆さんは是非、下水道への接続をお願いします。

浄化槽の維持管理費と下水道使用料(改定後料金)との比較

合併処理浄化槽	公共下水道	比較
5人槽 3,185	2,600 (20㎡の料金)	△585
7人槽 4,101		△1,501

(月額税込 単価：円)



下水道使用料が改定になります

下水道料金を平成23年1月検針の請求分から改定させていただくことになりました。

■問合せ 下水道課管理係 TEL72-1111 内線412

料金改定の背景

一般家庭や事業所等から出る汚水の処理は、下水道使用者が下水道使用料で負担するのが原則です。現行料金は、平成13年に改定されたもので、経費節減と下水道利用者の増加に努めながら料金を10年間据え置いてきました。しかしながら、汚水の処理経費について、下水道使用料で賄っているのは約3割(平成20年度実績)にとどまっており、費用の多くを一般会計からの繰入金等に依存しているのが現状です。そのため、下水道が整備されていない地域の市民との不公平さが拡大するとともに、市の財政を圧迫している状況にあります。このようなことから、料金改定について、下水道利用者の皆様のご理解とご協力をお願いしなければなりません。

料金改定の内容

①基本料金については、高齢者や単身世帯などの負担を軽減するために、アップ率を従量料金の約半分としました。
②今回の料金改定率は19・8割です。その結果、汚水の処理経費を下水道使用料で賄える割合は、約4割になります。

③公衆浴場汚水及び水質料金については、経営環境等を考慮し、現行の料金体系で据え置くこととしました。

※改定後の新料金については、平成23年1月検針の請求分から適用させていただきます。下水道料金と一緒に納めていただくこととなります。

下水道使用料現行・改定比較表

(税込 単価：円)

用途	種類	段階別排除汚水量	現行料金	改定料金
一般用	基本料金		451	500
		1㎡を超えて10㎡まで	63	77
	従量料金 ※1㎡当たりの単価	11㎡を超えて20㎡まで	109	133
		21㎡を超えて30㎡まで	136	166
		31㎡を超えて50㎡まで	163	199
公衆浴場用	基本料金	51㎡を超えて100㎡まで	171	209
		101㎡を超える場合	177	216
		10㎡まで	861	861
	従量料金	11㎡を超える場合	10	10

※水質料金は現行どおりです。

下水道改定使用料の計算方法(速算表)

(税込 単価：円)

用途	種類	段階別排除汚水量	使用料計算式
一般用	基本料金		500
		1㎡を超えて10㎡まで	使用水量×77+500
	従量料金 ※基本料金を含む	11㎡を超えて20㎡まで	使用水量×133-60
		21㎡を超えて30㎡まで	使用水量×166-720
		31㎡を超えて50㎡まで	使用水量×199-1,710
公衆浴場用	基本料金	51㎡を超えて100㎡まで	使用水量×209-2,210
		101㎡を超える場合	使用水量×216-2,910
		10㎡まで	861
	従量料金	11㎡を超える場合	使用水量×10+761